

県南広域振興局長告示第 156 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 22 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
須田内科医院	花巻市円万寺字下中野 46 番 4	平成 18 年 12 月 1 日
ゆぐち薬局	花巻市円万寺字下中野 45 番 11	〃